

海老名市教育委員会

(令和2年 6月 定例会議事日程)

日時 令和2年6月25日(木)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 10 号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 2 報告第 11 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第5号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 3 報告第 12 号 海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱の制定について
- 日程第 4 議案第 32 号 令和2年度(令和元年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について
- 日程第 5 議案第 33 号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第 34 号 海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 日程第 7 議案第 35 号 令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について(非公開事件)



海老名市教育委員会

令和2年度 6月定例会

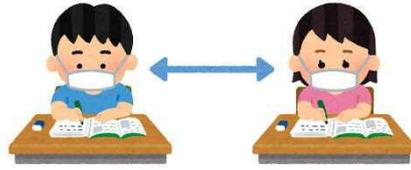
◇教育長報告

1 主な事業報告

- 5月25日(月) 教育委員会5月定例会
26日(火) 学校再開ガイドライン打合せ
教育関連施設再開打合せ
27日(水) 週部会
給食納入業者学童へのメロン贈呈式
新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議
新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議
28日(木) 市長定例記者会見
29日(金) 教科用図書採択資料作成委員会
30日(土) 次亜塩素酸水生成器学校導入に係る打合せ
- 6月 1日(月) 海老名市立小中学校再開
分散登校(12日まで)
朝のあいさつ運動(大谷小学校)
市議会第2回定例会本会議(開会)
一般質問割り振り部内調整
2日(火) 学校訪問(中新田小学校)
教育委員学習会
3日(水) 学校訪問(社家小学校)
新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議
週部会
4日(木) 学校訪問(有鹿小学校)
櫛ロータリークラブ大ケヤキ草刈り清掃
一般質問市長ヒアリング
5日(金) 学校訪問(今泉小学校)
6月校長会議
新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議
臨時最高経営会議
市立学校臨時休業

- 6日(土) ひびきあい塾開講式
- 8日(月) 学校訪問(海老名小学校)
奨学生選考委員会
市立学校臨時休業
- 9日(火) 小学校給食開始に係る学校訪問(大谷小学校)
- 10日(水) 学校訪問(杉久保小学校)
文教社会常任委員会
新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議
教育支援会議
週部会
- 11日(木) 学校訪問(上星小学校)
6月教頭会議
タウンニュース子ども新聞刊行打合せ
記者クラブとの意見交換会
- 12日(金) 学校訪問(柏ヶ谷小学校)
海老名青年会議所子ども事業打合せ
あそびっ子パートナー長会議
新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議
- 15日(月) 海老名市立小中学校通常登校開始
新型コロナウイルス感染症危機管理本部会議
市議会第2回定例会本会議一般質問
- 16日(火) 学校訪問(東柏ヶ谷小)
市立学校臨時休業
- 17日(水) 週部会
市立学校臨時休業・消毒作業
- 18日(木) 新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議
市立学校通常登校再開
- 19日(金) 市議会第2回定例会本会議(閉会)
- 22日(月) 教育課題研究会
- 24日(水) 週部会
- 25日(木) 教育委員会6月定例会
臨時最高経営会議





2 学校再開について

6月1日から海老名市立小中学校を3カ月ぶりに再開しました。
12日までは分散登校という形で再開し、15日からは通常登校としました。

また、9日からは小学校給食を開始しました。

この間、卒業式、終業式、入学式、始業式、登校日を設定しましたが、休業中の学校教育活動ということで、授業日数に含まれるものではありませんでしたから、本当に、待ち望んだ久しぶりの学校ということになります。

再開後、約4週間が経過するところですが、児童生徒の感染により臨時休業した学校がありましたが、各学校の学校運営の工夫により、大きな問題もなく進んでいるところです。

社会的には、19日から、都道府県を越えての行動制限が解除され、少々、心配になるぐらい人の往来が増えたところです。その数が抑えられてはいますが、連日、新規感染者が報告される中、どのように学校教育活動を展開していくのか、学校は、感染症対策を講じての活動のあり方を模索している状況です。

私としては、7月1日から、文部科学省の示す学校教育活動の基準、「レベル1」として、海老名市立小中学校の学校教育活動を進めたいと考えているところです。

「レベル1」

○身体的距離の確保

- ・1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る

○感染リスクの高い教科活動

- ・十分な感染対策を行った上で実施

○部活動

- ・十分な感染対策を行った上で実施

併せて、熱中症対策が問題視されているところであり、マスクを外すことなどの条件や適切な水分補給などの対応の中で、8月7日までの期間、対応しながら必要に応じて改善を図っていきたいと思います。

そして、この間に、これからの子どもたちの学校生活の過ごし方、教職員の学校運営の仕方について、日常的な対応の積み重ねにより、十分な定着を図りたいと考えているところです。

以上でございます。

※令和2年第2回定例会（6月議会）一般質問要旨報告（教育部所管部分）
…教育部長から

報告第10号

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(海老名市立小中学校 学校運営協議会委員)の委嘱について

1 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 提案理由

辞職及び任期満了に伴う継続、新規委嘱

4 委嘱者

別紙名簿のとおり

海老名市立有鹿小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	うすい もとみ 碓井 雅巳	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	かぎわた まさのり 鍵渡 正徳	R2. 4. 1	継続	学識経験者
3	おち まさのり 越智 正則	R2. 4. 1	新規	地域住民
4	きたがわ やえこ 北川 八重子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	おおくほ さとし 大久保 敏	R2. 4. 1	継続	地域住民
6	うちやま あつこ 内山 敦子	R2. 4. 1	新規	地域住民
7	いとう えみこ 伊藤 恵美子	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	あらい えつこ 新井 悦子	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
9	こみや ようこ 小宮 洋子	R2. 4. 1	継続	校長
10	やました のぶや 山下 順也	R2. 4. 1	継続	教頭
11	とくやま ひろみち 徳山 敬倫	R2. 4. 1	新規	教務主任
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日までに統一するため、一部委員は令和2年3月31日付で辞職し、令和2年4月1日から継続して委嘱した。

海老名市立有馬小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	いしかわ えいち 石川 榮一	R2. 4. 1	継続	地域住民
2	ふるこおり むねまさ 古郡 宗正	R2. 4. 1	継続	学識経験者
3	やまぐち しんじ 山口 慎二	R2. 4. 1	継続	地域住民
4	ふたみ たかえ 二見 隆江	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	すずの 鈴野 トミ	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
6	わたべ みほ 渡部 美保	R2. 4. 1	新規	保護者
7	こまつ あきら 小松 萌	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	むらまつ かおり 村松 かおり	R2. 4. 1	継続	校長
9	きのした ゆうこ 木下 優子	R2. 4. 1	新規	教頭
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

海老名市立大谷小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	いしい まさお 石井 正雄	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	ふじさわ 藤澤 ゆかり	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	いまべつが じゅんこ 今別府 淳子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	きりゆう ゆきお 桐生 行雄	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	たてまつ みえこ 館松 美恵子	R2. 4. 1	新規	教頭
6	うちやま だいすけ 内山 大輔	R2. 4. 1	継続	教務主任
7	はるやま しげき 春山 茂樹	R2. 4. 1	継続	校長
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日までに統一するため、一部委員は令和2年3月31日付で辞職し、令和2年4月1日から継続して委嘱した。

非常勤特別職（社会教育委員）の委嘱について

1 社会教育委員について

社会教育に関して教育委員会に意見を具申し、また社会教育に関する諸計画を立案する。

2 委嘱期間について

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

3 提案理由

任期満了に伴う継続及び新規委嘱

4 委嘱者

別紙名簿のとおり

海老名市社会教育委員名簿

(委嘱期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日)

No.	氏名	所属組織（役職）	新規・継続	当初委嘱
1	イザワ ハジメ 井澤 一	社会教育関係者 (海老名市文化団体連合会代表)	新規	
2	オマタ タカヒト 小俣 隆史	学識経験者 (元社家小学校PTA会長)	新規	
3	カトウ ヒデオ 加藤 秀夫	学校教育関係者 (海老名市小中学校長会連絡協議会代表)	継続	R1. 6. 1
4	キタガワ エリ 北川 絵理	社会教育関係者 (海老名市学童保育連絡協議会)	新規	
5	クリヤマ アキオ 栗山 明郎	社会教育関係者 (海老名市自治会連絡協議会代表)	継続	H28. 6. 1
6	ナカタニ ミサ 中谷 美砂	社会教育関係者 (海老名市スポーツ協会代表)	新規	
7	ナカノ タカノリ 中野 隆則	学識経験者 (元青少年指導員連絡協議会会長)	新規	
8	ハシモト エミリ 橋本 絵美里	家庭教育の向上に資する活動を行う者	継続	R1. 6. 1
9	ハシモト ミズキ 橋本 瑞貴	社会教育関係者 (海老名市PTA連絡協議会代表)	新規	
10	ヤマダ ノブエ 山田 信江	社会教育関係者 (海老名市スカウト連絡協議会代表)	継続	H21. 6. 1

報告第11号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

6月12日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は6月19日の令和2年第2回海老名市議会定例会本会議に上程予定であるため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に係る部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発第9号
令和2年6月12日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

海教総収第 134 号
令和 2 年 6 月 12 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 2 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和 2 年度海老名市一般会計補正予算（第 5 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

令和2年度 海老名市一般会計補正予算（第5号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正
 (1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金	—	714,462	2,621	717,083	
2 国庫補助金	—	714,462	2,621	717,083	
5 教育費国庫補助金	—	714,462	2,621	717,083	
1 小学校費補助金	—	2,890	1,808	4,698	
28 小学校保健特別対策事業費	教育総務課	0	1,808	1,808	学校教育活動等の実施に当たり、感染症対策等を徹底しつつ、児童の学びの保障を行うための物的体制の整備を目的とした国の補助金の交付が見込まれるため。
2 中学校費補助金	—	28,767	813	29,580	
20 中学校保健特別対策事業費	教育総務課	0	813	813	学校教育活動等の実施に当たり、感染症対策等を徹底しつつ、生徒の学びの保障を行うための物的体制の整備を目的とした国の補助金の交付が見込まれるため。

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	5,438,125	12,128	5,450,253	
1 教育総務費	—	2,262,177	3,890	2,266,067	
3 学校給食費	—	836,539	3,890	840,429	
5 中学校給食推進事業費	—	38,183	3,890	42,073	
1 中学校給食推進事業費	就学支援課	38,183	3,890	42,073	新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業に伴い、事業活動に影響がある学校給食事業者を支援するため、学校給食の供給再開の準備に必要な経費に対して「学校給食事業供給再開準備支援金」を交付する。
2 小学校費	—	637,381	5,685	643,066	
1 学校管理費	—	568,772	5,685	574,457	
2 小学校管理経費	—	471,929	5,685	477,614	
2 小学校維持管理経費	教育総務課	248,938	5,685	254,623	新型コロナウイルス感染症対策に係る、小学校における施設除菌及び児童・教職員ほか施設利用者の感染抑制を図るために行う事業。
3 中学校費	—	380,363	2,553	382,916	
1 学校管理費	—	320,376	2,553	322,929	
2 中学校管理経費	—	244,236	2,553	246,789	
2 中学校維持管理経費	教育総務課	147,236	2,553	149,789	新型コロナウイルス感染症対策に係る、中学校における施設除菌及び生徒・教職員ほか施設利用者の感染抑制を図るために行う事業。

報告第12号

海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱の制定について

海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱を制定したため

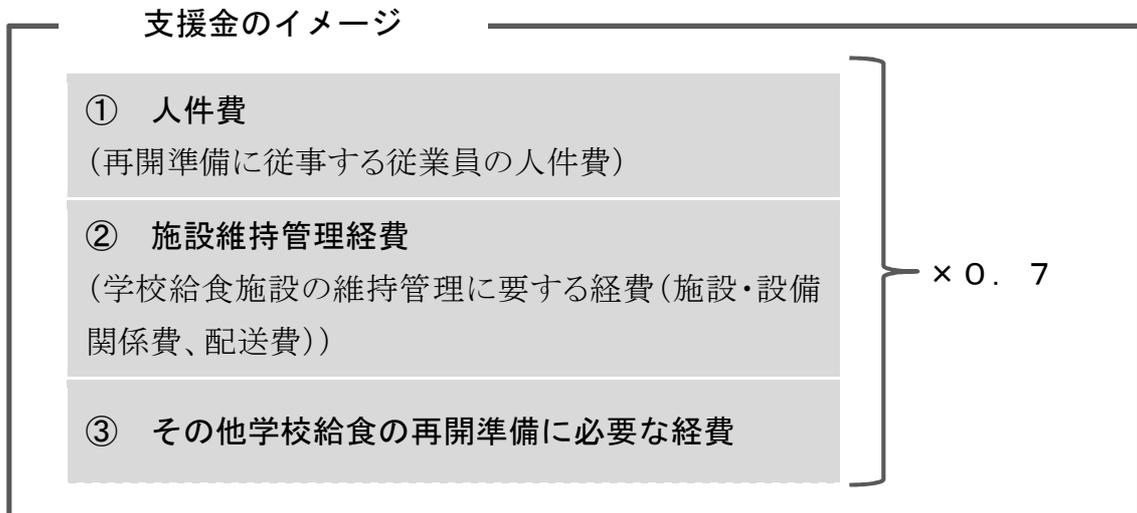
海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱の制定について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響がある学校給食事業者を支援するため、市が予算の範囲内で学校給食の再開準備に必要な経費に対し、学校給食事業再開準備支援金を交付する。

2 支援対象経費の内容

学校給食の再開準備に必要な経費（人件費、維持管理費等）の10分の7
＝臨時休業期間中に発生する固定費部分



3 施行期日

令和2年6月23日から施行し、令和2年3月2日より適用する。

4 交付要綱

別紙のとおり

5 特記事項

本要綱は、災害等緊急時における海老名市補助金等の交付に関する規則の適用除外規定の適用を受けるものとする。

海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に影響がある学校給食事業者を支援するため、市が予算の範囲内で学校給食の再開準備に必要な経費に対し、学校給食事業再開準備支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再開準備 臨時休業期間における学校給食の再開に向けた準備をいう。

(2) 臨時休業期間 令和2年3月2日から同年5月31日までをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、学校給食の調理等業務を海老名市から受注している事業者をいう。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響による市内中学校の臨時休業期間における、支援対象者の学校給食の再開準備に必要な経費のうち、別表で定める経費から消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

2 支援対象経費に国等の補助金が含まれる場合は、その額を支援対象経費から差し引くものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の10分の7以内の額とし、支援金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、海老名市学校給食事業再開準備支援金請求書（別記様式）により市長に請求するものとする。

2 前項の請求書には、支援対象経費を証する書類を添付するものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは支援金を交付する。

(取消し等)

第8条 市長は、支援対象者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を

受けた場合は支援金の支給を取り消し、既に交付した支援金があるときはその全部又は一部の返還を請求することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	内容
人件費	臨時休業期間における学校給食の再開準備に従事する従業員の人件費
施設維持管理経費	臨時休業期間における学校給食施設の維持管理に要する経費（施設・設備関係費、配送費）
その他再開準備に必要な経費	上記のほか、臨時休業期間における学校給食の再開準備に必要な経費

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 所在地
 法人名
 代表者職及び氏名 印
 電 話

海老名市学校給食事業再開準備支援金請求書

海老名市学校給食事業再開準備支援金交付要綱第6条に基づき、次のとおり請求いたします。

1 学校給食の再開準備に必要な経費

人件費	円
施設維持管理経費	円
その他再開準備に必要な経費	円
支援対象経費（上記の合計額）	円
支援金の額（支援対象経費の10分の7） ※千円未満切り捨て	円

2 支援金の振込先口座

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
名義（カナ）			

【添付資料】

- (1) 支援対象経費を証する資料
- (2) 支援金の振込先の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義がわかるもの）

議案第 3 2 号

令和 2 年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について

別紙のとおり、令和 2 年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象について、議決を求める。

令和 2 年 6 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

令和 2 年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価にあたり、実施方針及び評価対象を定めたいため

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針 及び評価対象について

1 趣旨

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価を実施するにあたり、実施方針及び評価対象を決定したい。

2 実施方針案

別紙のとおり

3 評価対象事業

海老名市第四次総合計画に位置付けられた事業のうち、昨年度点検・評価を実施していない事業を対象としたい。

また、昨年度点検・評価が未実施である事業は38事業のうち18事業あるが、そのうち継続的な事業である8事業を除き、重点事業と捉える10事業を令和2年度の点検・評価対象事業としたい。

なお、令和元年度が海老名市第四次総合計画の最終年度であることから、計画に位置付けた事業の点検・評価の区切りとする。

4 点検・評価の方法

評価対象事業を担当課が自己評価し、外部評価者による評価（知見の活用）を経て、教育委員会が総合的に点検・評価する。

令和2年度（令和元年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針

令和2年度（令和元年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1 目的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2 評価対象とする施策・事業について

令和元年度の海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した3政策、9施策、38事業のうち、前年度に点検・評価が未実施であり、その中で重点事業と捉える3政策、7施策、10事業を今年度の点検・評価対象とする。

（参考） 令和元年度（平成30年度対象）点検・評価

（3政策・9施策・40事業のうち特に重点と捉える20事業を点検・評価）

3 点検・評価方法について

評価対象の事業についての目的、実績、課題などの担当課評価を行い、これを外部評価者（知見の活用）に示す。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、担当課評価と外部評価者の意見を踏まえ、総合的に点検・評価を行う。

各事業の評価について

各事業について、「A」「B」「C」の3段階での評価を行い、あわせて、課題や今後の方向性を踏まえた上で、コメントを記載します。

更に、進捗状況についても評価を行い、次年度への取組について拡大・継続・縮小等により方向性を示します。

また、それらを踏まえた上で、教育委員会としての総合的な評価を記載します。

なお、3段階の評価の目安は以下のとおりです。

- A . . . 計画・期待を上回る成果が表れている。
- B . . . 計画・期待どおりの成果が表れている。
- C . . . 計画・期待した成果が表れていない。

4 外部知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

委員	備考
高村 恵	元海老名市立中学校長
小田島 恵子	元海老名市立中学校PTA会長
武井 哲也	元海老名市立中学校PTA会長
掛川 忠良	学識経験者
横田 淳子	元海老名市立小学校教頭

5 議会への提出及び市民への公表

11月上旬ごろ提出を予定。

その後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6 スケジュール（予定）

6月25日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
7月上旬～下旬	担当課評価の作成
8月上旬～下旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会）
9月上旬～下旬	教育委員会の評価
10月上旬～中旬	最終調整
10月30日	報告書の決定（教育委員会定例会）
11月上旬	市長へ報告・市議会へ提出（ポスティング）
11月9日	政策会議への報告
11月17日	最高経営会議への報告

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検・評価対象とする事業一覧（令和元年度事業）

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
豊かな心を育む文化の薫るまちづくり					
(1) 生涯学習の推進					
		市民講座の開催	学びの場・交流の場として講座を開催し、社会教育の充実を図ります。	学び支援課	
(2) 図書事業の充実					
		有馬図書館大規模改修事業	複合施設である有馬図書館と門沢橋コミュニティセンターの管理運営にあたり、施設の効果的な一体利用、活用が図れる改修の検討を行います。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
(3) 文化財の保護と活用					
		相模国分寺跡の整備活用	海老名の史跡文化財の核として整備公開し、利活用の促進を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		相模国分尼寺跡の整備活用	史跡相模国分寺跡とともに、海老名の史跡文化財の核として、整備・公開し、利活用を図ります。	教育総務課	
		文化財の活用【総合戦略】	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
元気な「えびなっ子」を育むまちづくり					
(4) 青少年の健全育成					
		教育支援体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。また、青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育支援課	
		青少年指導嘱託員活動の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、地域社会における青少年の社会生活を健全育成を図ります。	学び支援課	
		ユースサポート事業【総合戦略】	若者が抱える悩みに対応し、自立した社会生活を送れるよう支援体制を強化します。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
		社会教育活動団体への支援	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。	学び支援課	
		成人式運営事務	新成人に社会人としての自覚を促します。	学び支援課	

(5)	子どもの居場所づくり			
	子ども・学校支援体制の構築【総合戦略】	“地域の子どもは地域で守る、育てる、支援する”体制を構築します（学校応援団）。	学び支援課	令和元年度点検評価実施
	学童保育支援事業【総合戦略】	学童保育業者に対して適正な運営が行えるよう支援するとともに保護者の負担軽減を図ります。	学び支援課	令和元年度点検評価実施

政策施策	事業名	目的	担当課	備考
ひびきあう教育の実現				
(6)	ひびきあう教育の推進			
	ひびきあう教育の実践・研究【総合戦略】	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」を2期として継続し、各種委員会・研究会の中で、「授業改善」「新たな教育課程の編成」「小中一貫教育コミュニティ・スクールの推進」の取組を推進します。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
	学校安全の確保【総合戦略】	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
	社会教育の推進	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。	学び支援課	
	教育委員会の運営	教育全般に対する市民の理解を深めるため、教育行政の推進と教育環境の改善及び教育委員会の円滑な運営を図ります。また、今日的な教育課題の解決等に関し、教育関係者、市民等の各界各層から意見を聴き、ひびきあう教育の推進を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
	小中学校行事活動事業	小学校では、連合運動会の開催等により、児童の心身の健全な発達と望ましい社会性を育みます。中学校では、中学生芸術文化活動の伸長・発展等により、生徒の豊かな心を育みます。	教育支援課	
(7)	教育環境の充実			
	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
	コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
	外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
	部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。	教育支援課	
	野外教育活動の推進	学校の教育課程で実施する野外教育活動を推進するとともに、保護者の負担軽減を図ります。	教育支援課	
	効果的な教職員配置の推進（指導体制）【総合戦略】	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	就学支援課	令和元年度点検評価実施

		児童・生徒の健康管理の推進	児童・生徒の健康管理体制の充実により、心と身体の健やかな成長を促進します。また、衛生的で安全な学校環境の確保に努めます。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
		プログラミング教育推進事業	新学習指導要領における学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が位置づけられたため、それに対応する教育環境を醸成します。情報機器を活用する機会の均衡を図り、プログラミング教育を推進します。	教育支援課	【新規】
(8) 学校施設の充実					
		小中学校施設の整備【総合戦略】	建設後又は改修後、一定期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	令和元年度点検評価実施
		きれいで居心地のよい学校づくり【総合戦略】	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう学校施設の環境整備を行います。	教育総務課	
		地場産物品の学校給食への活用	学校給食で使用する食材のうち、市内や県内で生産・加工されたものを優先的に使用し、食の安全性確保・地産消を推進します。	就学支援課	
政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
(9) 教育支援体制の充実					
		児童・生徒教材費支援【総合戦略】	保護者の教材費への負担軽減を図ります。	就学支援課	
		スクールライフサポート制度の充実【総合戦略】	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
		奨学金の給付【総合戦略】	経済的な理由で修学が困難な青少年を支援します。	就学支援課	
		学校相談員等の派遣【総合戦略】	学校に心理の専門家等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
		教育支援教室の充実【総合戦略】	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰や、社会的自立を目指した支援を行います。	教育支援課	
		特別支援教育の充実【総合戦略】	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育支援課	令和元年度点検評価実施
		特別支援教育の就学奨励【総合戦略】	特別支援学級及び通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育支援課	
		学校給食費収納事務の充実	予算、決算、監査等の市の会計ルールで管理運用し、透明性・公平性を確保し、学校給食事業を推進します。	就学支援課	令和元年度点検評価実施
		若者定住促進奨学金返還補助事業【総合戦略】	若者の転入と定住を促進します。	学び支援課	令和元年度点検評価実施

3政策 9施策 38事業のうち3政策 7施策 10事業（網掛け部分）を対象とする。

議案第33号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

河原口地区及び中新田地区の一部において住居表示が実施されることに伴い、通学区域の表示を変更する必要があることから、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

令和2年6月29日から、河原口地区の一部、中新田地区の一部において住居表示が実施されることに伴い、有鹿小学校、中新田小学校の通学区域の表示を変更する必要があるため。

2 改正の内容

別表第1に規定する有鹿小学校及び中新田小学校の通学区域の表示を改正。

また、別表第1に、街区番号の一部として指定した場合にその区域を別に定める旨の備考を設け、別紙「海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図」のとおり定める。

なお、学区図については一部改正規則の施行と同日付で、別途告示する。

※詳細は別紙改正文及び新旧対照表のとおり。

3 施行期日

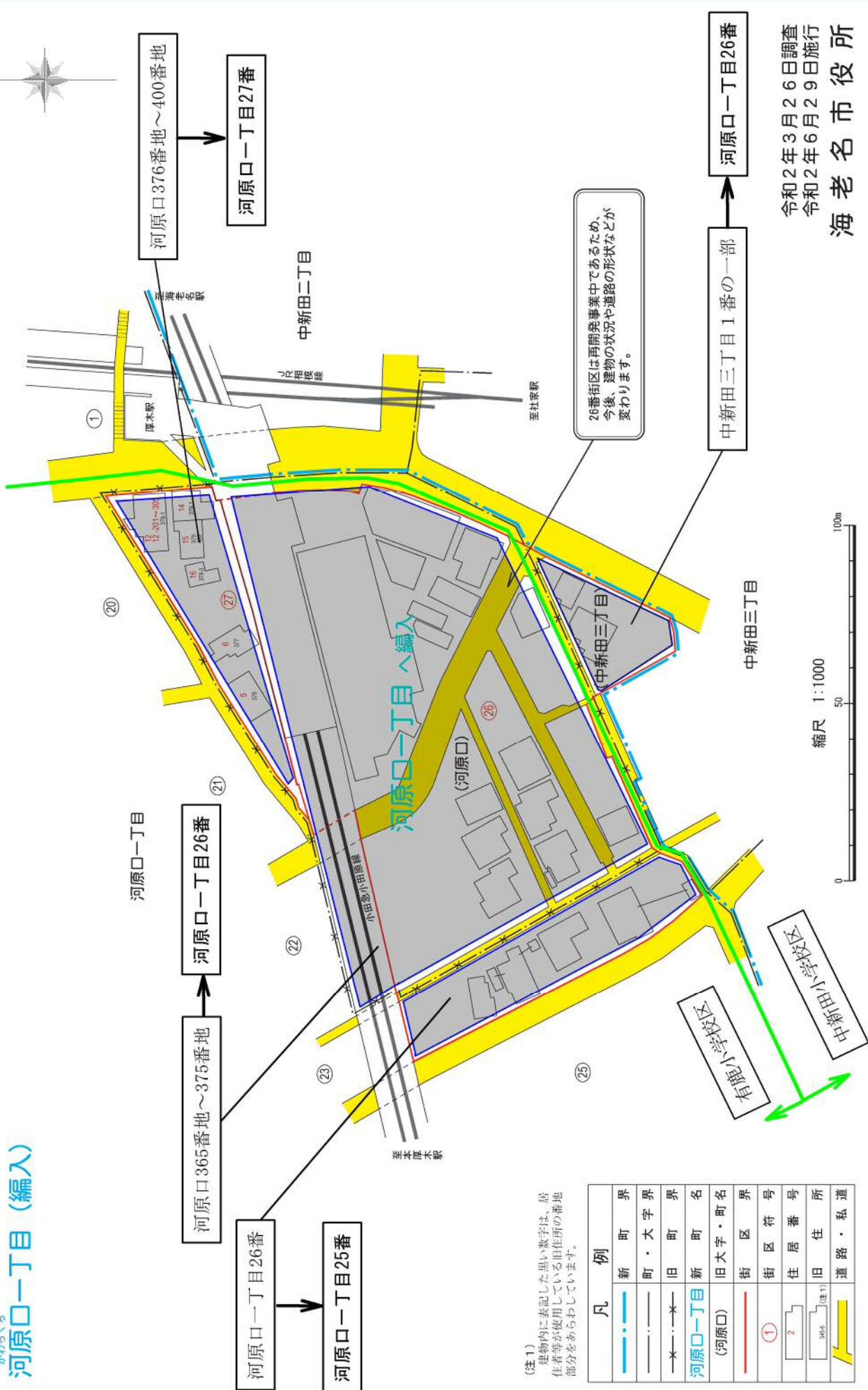
令和2年6月29日

4 今後のスケジュール

令和2年6月25日	定例教育委員会 決定
6月29日	施行
7月16日	政策会議 報告
7月29日	最高経営会議 報告

海老名市住居表示新旧対照案内図

かわらぐら
河原口一丁目 (編入)



(注1)
建物内に表記した黒い数字は、居住者等が使用している旧住所の番地部分をあらわしています。

凡例	新町界	町・大字界	旧町界	新町名	旧大字・町名	街区界	街区符号	住居番号	旧住所	道路・私道
	—●—	—	—*	河原口一丁目	(河原口)	—	①	2	365 (注1)	—

令和2年3月26日調査
令和2年6月29日施行
海老名市役所

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 有鹿小学校の項を次のように改める。

有鹿小学校	河原口一丁目 河原口二丁目 河原口三丁目 河原口四丁目 河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、2499番地、2548番地 上郷一丁目 上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで めぐみ町1番、6番、7番
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 中新田小学校の項を次のように改める。

中新田小学校	中新田一丁目 中新田二丁目 中新田三丁目 中新田四丁目 中新田五丁目
--------	------------------------------------------------

	<p>中新田 3 7 6 番地から 5 4 0 番地まで</p> <p>河原口一丁目 2 6 番の一部</p> <p>河原口 1 3 0 4 番地から 1 3 1 0 番地まで、1 3 1 3 番地から 1 3 3 3 番地まで、1 3 6 1 番地から 1 3 6 3 番地まで</p> <p>さつき町</p> <p>大谷 5 8 6 番地の一部、大谷 5 8 7 番地から 8 1 7 番地まで</p> <p>勝瀬 1 9 8 番地、1 9 9 番地、2 3 6 番地から 2 4 9 番地まで</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 2 9 日から施行する。

	河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地 まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで		河原口1304番地から1310番地まで、1313番地から1333番地 まで、1361番地から1363番地まで さつき町 大谷586番地の一部、大谷587番地から817番地まで 勝瀬198番地、199番地、236番地から249番地まで
(略)		(略)	
<u>備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。</u>			

附 則

この規則は、令和2年6月29日から施行する。

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 学区図



有鹿小学校区

小田急線

厚木駅

中新田小学校区

河原口一丁目

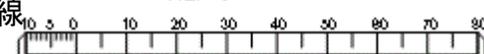
学区境

河原口一丁目26番の一部

中新田三丁目

←主要地方道藤沢厚木線

縮尺 1 : 1500



海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき、海老名市に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び市立学校における教育の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 施行令第4条に規定する児童生徒等をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。
- (4) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (5) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (6) 視覚障害者等 施行令第5条第1項第1号に規定する視覚障害者等をいう。

(学齢簿)

第3条 施行令第1条に定める学齢簿は、第1号様式とする。

(入学期日等の通知及び学校の指定)

第4条 就学予定者のうち視覚障害者等以外の者について、その保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、学校指定通知書（第2号様式）により行う。

2 前項の指定は、別表第1に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行う。

3 前項に規定する通学区域の者であっても、小学校就学時において、別表第2に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能小学校の中から小学校を選択することができる。

4 第2項に規定する通学区域の者であっても、中学校就学時において、別表第3に規定する通学区域に係る者にあつては、当該選択可能中学校の中から中学校を選択することができる。

第5条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。

(1) 新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び市立の小学校又は中学校に在籍する者を除く。）

(2) 施行令第6条の2第2項の規定により都道府県の教育委員会から通知を受けた学齢児童及び学齢生徒

(3) 市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

(4) 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学し、その全課程を終了する前に退学した者

第6条 前2条に規定する児童生徒等の就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、第4条に規定する者にあつては就学予定者名簿、前条に規定する者にあつては転入学通知書（第3号様式）により行う。

（学校指定の変更）

第7条 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について変更の申立てをしようとする保護者は、指定学校変更申立書（第4号様式）により海老名市教育委員会（以下「委員会」という。）に申し立てるものとする。

2 委員会は、前項の規定による申立てを認めたときは、その保護者並び

に変更前及び変更後の学校長に対し、指定学校変更通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（区域外就学等）

第8条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程に就学させようとする保護者は、区域外就学届出書（第6号様式）に当該学校の就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第9条第2項の規定による協議が行われた場合は、その協議をもって前項の届出があったものとする。

第9条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようとする保護者は、区域外就学願出書（第7号様式）により委員会に願い出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出を承諾したときは、その保護者及び就学させるべき学校長に対し、区域外就学承諾書（第8号様式）により通知する。

（退学の届出）

第10条 保護者は、市立の小学校又は中学校に在学する学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者を、小学校又は中学校の全課程を修了する前に退学させようとするときは、当該学校長に届け出なければならない。

（視覚障害者等の通知）

第11条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等に該当することとなった者がいるときは、速やかにその旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、視覚障害者等通知書（第9号様式）をもって通知しなければならない。

（出席不良等の通知）

第12条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が休業日（海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）第3条に規定する休業日をいう。）を除き引き続き7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、委員会に対し出席不良通知書等により通知しなければならない。

（出席の督促）

第13条 委員会は、前条の規定による通知を受けたとき又はその他学齢児童若しくは学齢生徒の保護者が法第17条第1項若しくは第2項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対し出席督促通知書（第10号様式）により出席を督促するものとする。

（猶予又は免除の願い出）

第14条 学齢児童又は学齢生徒に係る就学猶予又は免除を受けようとする保護者は、就学義務の猶予（免除）願書（第11号様式）により委員会に申し出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による願い出に対し就学義務を猶予又は免除するときは、その保護者に就学義務の猶予（免除）通知書（第12号様式）により通知しなければならない。

（事由消滅の届出）

第15条 保護者は、就学義務を猶予された期間中又は免除された後に、その猶予又は免除された事由がなくなったときは、速やかに就学猶予（免除）事由消滅届出書（第13号様式）に医師の証明書等その事情を証する書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

（全課程修了者の通知）

第16条 学校長は、毎学年の修了後、市立の小学校又は中学校の全課程を修了した者の氏名を全課程修了者通知書（第14号様式）により、委員会に通知しなければならない。

(指導要録の作成及び様式)

第17条 学校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が進学したときは、当該学齢児童又は学齢生徒の指導要録の抄本又は写し作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

2 市立の小学校又は中学校の指導要録及びその抄本の様式は、小学校については第15号様式、中学校については第16号様式とする。

(出席簿の様式)

第18条 市立の小学校又は中学校の出席簿の様式は、小学校については第17号様式、中学校については第18号様式とする。

(卒業証書の様式)

第19条 市立の小学校又は中学校の卒業証書の様式は、第19号様式とする。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月29日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

小 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名小学校	中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 国分南一丁目 国分南二丁目1番から15番まで、17番から51番まで 国分南三丁目

	<p>国分南四丁目</p> <p>国分北一丁目 1 番</p> <p>望地一丁目望地二丁目</p> <p>勝瀬 1 番から10番まで、83番地から197番地まで、 200番地から235番地まで</p> <p>国分寺台 1 丁目 2 番の一部、 3 番の一部</p> <p>大谷65番地から69番地まで</p> <p>河原口1356番地から1360番地まで、1364番地から 1387番地まで、1510番地から1605番地まで</p>
柏ヶ谷小学校	<p>柏ヶ谷555番地から594番地まで、609番地から696番 地まで、706番地から713番地まで、856番地から1000 番地まで、1032番地から1150番地まで</p> <p>東柏ヶ谷一丁目</p> <p>東柏ヶ谷二丁目</p> <p>東柏ヶ谷三丁目</p> <p>上今泉六丁目40番から46番まで、52番から59番まで</p>
有鹿小学校	<p>河原口一丁目</p> <p>河原口二丁目</p> <p>河原口三丁目</p> <p>河原口四丁目</p> <p>河原口五丁目</p> <p>河原口872番地、929番地から981番地まで、987番地 から1029番地まで、1334番地から1355番地まで、 2499番地、2548番地</p> <p>上郷一丁目</p> <p>上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地</p>

	<p>まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで</p> <p>めぐみ町1番、6番、7番</p>
有馬小学校	<p>杉久保北五丁目20番から22番まで</p> <p>杉久保南一丁目1番から14番まで、24番から26番まで</p> <p>杉久保南三丁目</p> <p>杉久保南四丁目</p> <p>杉久保南五丁目</p> <p>杉久保48番地から52番地まで、54番地から57番地まで</p> <p>本郷</p> <p>上河内1番地から32番地まで、100番地から126番地まで、</p> <p>211番地から1093番地まで</p> <p>中河内97番地から350番地まで、409番地から509番地まで、577番地から635番地まで、701番地から703番地まで、711番地から721番地まで、726番地、729番地、795番地から1828番地まで</p>
大谷小学校	<p>大谷北一丁目</p> <p>大谷北二丁目</p> <p>大谷北三丁目</p> <p>大谷北四丁目1番から16番まで</p> <p>大谷南一丁目1番から4番まで</p> <p>大谷南二丁目1番から14番まで</p> <p>大谷南三丁目1番から3番まで</p>

	<p>大谷 1 番地から 4 番地まで、30 番地から 35 番地まで、59 番地から 64 番地まで、234 番地から 364 番地まで</p> <p>浜田町</p> <p>国分寺台 1 丁目 1 番、2 番の一部、3 番の一部、4 番から 21 番まで</p> <p>国分寺台 2 丁目</p> <p>国分寺台 3 丁目</p>
上星小学校	<p>国分北二丁目 8 番から 23 番まで</p> <p>上今泉一丁目</p> <p>上今泉三丁目</p> <p>上今泉四丁目</p> <p>上今泉五丁目</p> <p>上今泉六丁目 20 番から 39 番まで、47 番から 51 番まで</p>
中新田小学校	<p>中新田一丁目</p> <p>中新田二丁目</p> <p>中新田三丁目</p> <p>中新田四丁目</p> <p>中新田五丁目</p> <p>中新田 376 番地から 540 番地まで</p> <p>河原口一丁目 26 番の一部</p> <p>河原口 1304 番地から 1310 番地まで、1313 番地から 1333 番地まで、1361 番地から 1363 番地まで</p> <p>さつき町</p> <p>大谷 586 番地の一部、大谷 587 番地から 817 番地まで</p> <p>勝瀬 198 番地、199 番地、236 番地から 249 番地まで</p>
門沢橋小学校	<p>中野</p>

	<p>中野一丁目</p> <p>中野二丁目</p> <p>中野三丁目</p> <p>門沢橋</p> <p>門沢橋一丁目</p> <p>門沢橋二丁目</p> <p>門沢橋三丁目</p> <p>門沢橋四丁目</p> <p>門沢橋五丁目</p> <p>門沢橋六丁目</p>
東柏ヶ谷小学校	<p>東柏ヶ谷四丁目</p> <p>東柏ヶ谷五丁目</p> <p>東柏ヶ谷六丁目</p>
社家小学校	<p>社家</p> <p>今里</p> <p>今里一丁目</p> <p>今里二丁目</p> <p>今里三丁目</p> <p>上河内33番地から99番地まで、127番地から210番地まで</p> <p>中河内9番地から96番地まで、351番地から408番地まで、</p> <p>510番地から576番地まで、636番地から700番地まで、704番地から710番地まで、722番地から725番地まで、727番地</p> <p>、728番地、730番地から794番地まで</p>

杉久保小学校	<p>大谷北四丁目17番から21番まで</p> <p>大谷南一丁目 5番から11番まで</p> <p>大谷南二丁目15番から24番まで</p> <p>大谷南三丁目 4番から29番まで</p> <p>大谷南四丁目</p> <p>大谷南五丁目</p> <p>大谷402番地から437番地まで、462番地から495番地まで、512番地から526番地まで、545番地から564番地まで、576番地から585番地まで、586番地の一部</p> <p>国分寺台 4丁目</p> <p>国分寺台 5丁目</p> <p>杉久保北一丁目</p> <p>杉久保北二丁目</p> <p>杉久保北三丁目</p> <p>杉久保北四丁目</p> <p>杉久保北五丁目 1番から19番まで、23番から30番まで</p> <p>杉久保南一丁目15番から23番まで、27番から30番まで</p> <p>杉久保南二丁目</p> <p>杉久保 1番地から32番地まで、35番地から47番地まで、61番地から88番地まで、472番地から535番地まで</p>
今泉小学校	<p>国分北一丁目 2番から41番まで</p> <p>国分北二丁目 1番から 7番まで</p> <p>上郷二丁目</p>

	<p>上郷三丁目</p> <p>上郷四丁目</p> <p>扇町</p> <p>めぐみ町2番から5番まで</p> <p>下今泉一丁目</p> <p>下今泉二丁目</p> <p>下今泉三丁目</p> <p>下今泉四丁目</p> <p>下今泉五丁目</p> <p>上今泉二丁目</p> <p>上今泉1633番地から2044番地まで</p> <p>泉一丁目</p> <p>泉二丁目</p>
杉本小学校	<p>国分南二丁目16番</p> <p>国分北三丁目</p> <p>国分北四丁目</p> <p>上今泉六丁目1番から19番まで</p> <p>柏ヶ谷1番地から553番地まで、600番地から608番地まで</p> <p>、700番地から705番地まで、719番地から819番地まで</p>

中 学 校 通 学 区 域

学 校 名	通 学 区 域
海老名中学校	<p>海老名小学校通学区域</p> <p>国分南二丁目16番</p> <p>国分北一丁目2番</p>

	<p>国分北二丁目</p> <p>国分北三丁目 1 番から14番まで、23番、24番の一部 、25番から39番まで</p> <p>国分北四丁目17番</p>
有馬中学校	<p>有馬小学校通学区域</p> <p>門沢橋小学校通学区域</p> <p>社家小学校通学区域</p>
海西中学校	<p>有鹿小学校通学区域</p> <p>中新田小学校通学区域</p> <p>上郷一丁目</p> <p>上郷二丁目</p> <p>上郷三丁目</p> <p>上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地 まで、790番地から878番地まで、937番地から951番 地まで</p> <p>下今泉一丁目18番から27番まで</p> <p>めぐみ町 1 番、 6 番、 7 番</p>
柏ヶ谷中学校	<p>柏ヶ谷小学校通学区域</p> <p>東柏ヶ谷小学校通学区域</p> <p>国分北三丁目15番から22番まで、24番の一部</p> <p>国分北四丁目 1 番から16番まで</p> <p>上今泉六丁目</p> <p>柏ヶ谷 1 番地から1150番地まで</p>
大谷中学校	<p>大谷小学校通学区域</p> <p>杉久保小学校通学区域</p>
今泉中学校	<p>国分北一丁目 3 番から41番まで</p>

	下今泉一丁目 1 番から17番まで 下今泉二丁目 下今泉三丁目 下今泉四丁目 下今泉五丁目 上今泉一丁目 上今泉二丁目 上今泉三丁目 上今泉四丁目 上今泉五丁目 上今泉1633番地から2044番地まで 上郷四丁目 扇町 めぐみ町 2 番から 5 番まで 泉一丁目 泉二丁目
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 街区番号の一部として指定したものにあっては、別に教育委員会が定める。

別表第 2 (第 4 条関係)

< 特例 > 入学時選択可能小学校とその通学区域

通学区域	選択可能小学校
上今泉二丁目	上星小学校
国分北一丁目 2 番から41番まで	今泉小学校
東柏ヶ谷一丁目21番から29番まで	柏ヶ谷小学校
東柏ヶ谷二丁目 2 番から41番まで	今泉小学校

東柏ケ谷三丁目	
今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目1番から8番まで 今里三丁目1番から15番まで	中新田小学校 社家小学校
上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目18番から27番まで	有鹿小学校 今泉小学校
河原口五丁目 河原口872番地、929番地から981番地ま で、987番地から1029番地まで、1334番 地から1355番地まで	有鹿小学校 中新田小学校

別表第3（第4条関係）

< 特例 > 入学時選択可能中学校とその小学校通学区域

小学校名	通学区域	選択可能中学 校
上星小学校	国分北二丁目8番から23番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上今泉六丁目20番から39番まで、47番か ら51番まで	柏ケ谷中学校 今泉中学校
社家小学校	今里630番地から674番地まで 今里一丁目 今里二丁目1番から8番まで 今里三丁目1番から15番まで	有馬中学校 海西中学校

今泉小学校	国分北一丁目 2 番 国分北二丁目 1 番から 7 番まで	海老名中学校 今泉中学校
	上郷二丁目 上郷三丁目 上郷四丁目 下今泉一丁目 18 番から 27 番まで	海西中学校 今泉中学校
杉本小学校	国分北三丁目 1 番から 14 番まで、23 番、 25 番から 39 番まで 国分北四丁目 17 番	海老名中学校 柏ヶ谷中学校

議案第34号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議決を求める。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響による市立小中学校の臨時休業に伴い、令和2年度の学期及び休業日を変更する必要があることから、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいため

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の 一部改正について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年3月2日から令和2年5月31日までの間、市立小中学校が休業になったことに伴い、令和2年度の学期及び休業日を変更する。

2 改正内容

(1) 学期

学期	小中学校	変更前	変更後
第1学期	小学校	4月1日から <u>7月31日</u> まで	4月1日から <u>9月22日</u> まで
	中学校		4月1日から <u>8月23日</u> まで
第2学期	小学校	<u>8月1日</u> から12月31日まで	<u>9月23日</u> から12月31日まで
	中学校		<u>8月24日</u> から12月31日まで

(2) 休業日

休業	変更前	変更後	短縮日数
夏季休業	<u>7月21日</u> から <u>8月26日</u> まで	<u>8月8日</u> から <u>8月23日</u> まで	21日間
冬季休業	<u>12月25日</u> から翌年 <u>1月7日</u> まで	<u>12月26日</u> から翌年 <u>1月5日</u> まで	3日間

なお、この変更は令和3年3月31日までに限るものであり、標記規則の附則において規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 今後のスケジュール

令和2年6月25日 定例教育委員会 決定
7月16日 政策会議 報告
7月29日 最高経営会議 報告

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年度に限り、第2条第2項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「小学校にあつては4月1日から9月22日まで、中学校にあつては4月1日から8月23日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「小学校にあつては9月23日から12月31日まで、中学校にあつては8月24日から12月31日まで」と、第3条第1項第5号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは「8月8日から8月23日まで」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月26日から翌年1月5日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、従前の例によりなされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p><u>3 令和2年度に限り、第2条第2項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「小学校にあつては4月1日から9月22日まで、中学校にあつては4月1日から8月23日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「小学校にあつては9月23日から12月31日まで、中学校にあつては8月24日から12月31日まで」と、第3条第1項第5号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは「8月8日から8月23日まで」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月26日から翌年1月5日まで」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則</p> <p>本則（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行の際、従前の例によりなされた手続その他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p><u>(追加)</u></p>

-75-

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の円滑かつ適正な運営を図り、もって教育水準の維持向上に資するため、その管理運営の基本的事項を定めるものとする。

(学年及び学期)

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 開校記念日

(4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあつては4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで）

(5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで

(8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に規定する休業日の期間の一部を授業日に変更することができる。

3 第1項第8号の指定を行ったときは、告示する。

(振替授業)

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。

(1) 運動会等恒例の学校行事を行う場合

(2) その他教育の実施上、特に必要と認める場合

2 校長は、前項第2号の理由により振替を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(臨時休業)

第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に授業を行わないことができる。

(1) 非常変災その他急迫の事情がある場合

(2) 教育の実施上、特に必要と認める場合

2 校長は、前項の理由により授業を行わないときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程の編成)

第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 各教科、総合的な学習の時間及び道徳の学年別授業時数

(2) 特別活動の種類及びその授業時数

(校外行事)

第7条 教育活動の一環として行う修学旅行、対外競技、野外活動その他の校外行事は、教育委員会が別に定める校外行事に関する実施基準によるも

のとする。

- 2 校長は、前項の校外行事のうち、宿泊を伴う校外行事を実施するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(感染症による出席停止)

第8条 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に規定する感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒の出席を停止することができる。

- 2 校長は、前項の規定による出席停止を行ったときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(性行不良の出席停止)

第8条の2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する行為を繰り返す行う等性行不良であって他の児童生徒の教育活動に妨げがあると認められる児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 前項の出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

- 4 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(教材の選定)

第9条 校長は、学校において教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（

昭和23年法律第132号) 第2条第1項に規定する教科書をいう。以下同じ。
) 以外の教材(以下「教材」という。)を使用するに当たっては、適切と認められたものを選定するものとする。

2 教材の選定に当たっては、児童生徒の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(教材の承認)

第10条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)については教育委員会の承認を求めなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、速やかに承認するか否かを決定し、校長に通知するものとする。

(教材の届出)

第11条 校長は、学年若しくは学級全員又は特定の集団全員の教材として、次の各号に掲げるものを計画的継続的に使用しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本

(2) 各種学習帳の類

(分掌組織)

第12条 校長は、調和のとれた学校運営が行われるよう、校務を分掌する組織を定めるものとする。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織(以下「グループ」という。)を置く(第4号に係るグループにあつては学校運営上必要があると認める学校に限る。)ものとする。

(1) 教務、地域との連携に関する事項

(2) 児童生徒指導、生徒の進路指導、児童生徒の健康等に関する事項

(3) 情報管理その他の総務に関する事項

(4) 学年の教育活動に関する事項

3 校長は、前項の規定によりグループを置く場合にあっては、2以上の事項を一のグループにおいて分掌させ、又は一の事項を2以上のグループにおいて分掌させることができる。

4 グループを統括する者は、第14条第1項に規定する総括教諭をもって充てる。

5 校長は、グループが分掌する事項、グループに配置される総括教諭の氏名その他グループに関する事項を学年開始後速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教科等の担当職員)

第13条 校長は、教科又は学級を担当する職員その他校務を担当する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項の規定により、職員を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(総括教諭)

第14条 学校に総括教諭を置き、主幹教諭をもって充てる。

2 総括教諭は、児童生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。

(2) グループの統括に関すること。

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。

3 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

(栄養教諭)

第14条の2 学校に栄養教諭を置くことができる。

2 栄養教諭は、校長の監督を受け、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(学校栄養主査)

第15条 学校に学校栄養主査を置くことができる。

2 学校栄養主査は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を掌理する。

(学校栄養主任技師)

第16条 学校に学校栄養主任技師を置くことができる。

2 学校栄養主任技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項を処理する。

(学校栄養技師)

第17条 学校に学校栄養技師を置くことができる。

2 学校栄養技師は、校長の監督を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(事務主幹)

第18条 学校に事務主幹を置くことができる。

2 事務主幹は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特に重要な特定の学校事務を掌理する。

(総括事務主査)

第19条 学校に総括事務主査を置くことができる。

2 総括事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び重要な特定の学校事務を掌理する。

(事務主査)

第20条 学校に事務主査を置くことができる。

2 事務主査は、校長の監督を受け、学校事務を処理し、及び特定の学校事務を掌理する。

(主任事務主事)

第21条 学校に主任事務主事を置くことができる。

2 主任事務主事は、校長の監督を受け、学校事務を処理する。

(事務主事)

第22条 学校に事務主事を置くことができる。

2 事務主事は、校長の監督を受け、学校事務をつかさどる。

(職の発令)

第23条 第14条の規定により設けられた職は、教諭又は養護教諭のうちから、第15条から前条までの規定により設けられた職は、学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

(職員会議)

第24条 学校に校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が主宰する。

3 職員会議の構成、運営等に関して必要な事項は、校長が定める。

(企画会議)

第25条 学校に、企画会議を置く。

2 企画会議は、校長が招集し、主宰する。

3 企画会議においては、校長がつかさどる校務を補助するため、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う。

4 企画会議は、校長、教頭、第14条第2項各号に掲げる職務を行う総括教諭及び校長が必要と認める者により構成する。

5 前各項に規定するもののほか、企画会議について必要な事項は、校長が定める。

(休暇)

第26条 職員（校長を含む。以下同じ。）の休暇（無給休暇を除く。）の承認又は届出の受理については、次の各号に定めるところによる。

(1) 校長の休暇が3日を超える場合は、教育長が行う。

(2) 学校の業務の正常な運営に支障をきたすおそれのある場合は、教育委員会の意見をきいて、校長が行う。

(3) 前各号以外の場合は、校長が行う。

(出張)

第27条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、その日数が5日を超える場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならない。

2 校長の宿泊を要する出張は、前項の規定にかかわらず、教育長が命ずる。

(施設等の管理)

第28条 校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。以下同じ。）の管理を総括し、その整備保全に努めなければならない。

2 施設及び設備の管理の分担は、校長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、施設及び設備を目的外に使用するときは、当該校長の許可を得なければならない。ただし、別に定めがある場合はその限りではない。

(施設等の滅失、棄損)

第29条 校長は、学校の施設及び設備等の滅失、棄損が生じたときは速やかに教育委員会に状況を報告しなければならない。

(防災計画)

第30条 校長は、防災に関する計画を当該年度の始期に教育委員会へ提出しなければならない。

(宿日直)

第31条 校長は、非常変災その他急迫な事情への対処等特定の目的のため、所属職員に宿日直を命ずることができる。

(事故の報告)

第32条 校長は、職員及び児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもって、その詳細を報告しなければならない。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に

定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、従前の例によりなされた手続きその他の行為は、この規則にてい触しない限り、それぞれのこの規則の各相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 令和2年度に限り、第2条第2項第1号中「4月1日から7月31日まで」とあるのは「小学校にあつては4月1日から9月22日まで、中学校にあつては4月1日から8月23日まで」と、同項第2号中「8月1日から12月31日まで」とあるのは「小学校にあつては9月23日から12月31日まで、中学校にあつては8月24日から12月31日まで」と、第3条第1項第5号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは「8月8日から8月23日まで」と、同項第6号中「12月25日から翌年1月7日まで」とあるのは「12月26日から翌年1月5日まで」とする。

附 則（令和2年 月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第35号

令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について（非公開
事件）

別紙のとおり、令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について、議
決を求める。

令和2年6月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付について決定したいため

